

**「廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令案」
に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について**

「廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令案」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年10月31日（木）から令和6年11月29日（金）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページへの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

2. 意見数

7件（うち提出者数4者）

3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

※「御意見の概要」に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等については修正しております。

「廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令案」
に関する意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

全体に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1		<p>法律を前提に新たな省令を定める、ということだが、新たなルールを制定する前にキチンと廃棄物処分業者にヒアリングをして、実現可能性を検討すべき。</p> <p>あまりにもふわっとした省令で、取り組み方が分からない。</p> <p>廃棄物処分業者へのルールと言うが、無許可の業者やルールを一切無視して不法投棄する業者も珍しくない。</p> <p>真面目にルールを守っている事業者だけに過度な負担を押し付けているのでは、正直者が馬鹿を見るルールとなってしまう。</p> <p>定期的に処分業者の見直しを行ったり、無許可業者、不法投棄をする業者を厳しく取り締まったりすべき。</p> <p>なお、過去環境省に提出したコメントは、勝手に募集内容と関係ないものと片付けられたり、文意が変わってしまうような恣意的な修正が施されるケースが多い。コメント者のコメントの真意をしっかりと考え、文意を損ねないような掲載方法を検討すべき。</p>	<p>廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項については、国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体の底上げを図るためのものであり、法令として規定する上で省令案のような記載となるものです。</p> <p>取組についてはまずは各廃棄物処分事業における可能な範囲での取組を期待するものですが、こうした考え方や期待する取組例については、施行通知等で示していくほか、廃棄物処分業者の所属する団体と連携して、説明会や研修を行うことなどについても検討していきたいと考えています。</p> <p>処分業者の見直し、無許可業者や不法投棄への取締りについては、令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について（通知）」等に従って厳正に対応されているものと承知しています。</p>

各条文案に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	第2条第1項	<p><該当箇所> 省令第二条 第1項</p> <p><意見の要約> 有害物の無害化処理における再資源化の考え方をご提示いただきたい。</p> <p><意見内容> 廃棄物の処理も様々な種類がある。有害なものを無害化する処理における再資源化とは、燃え殻のリサイクルや燃え殻からの金属回収等となるが、それは本法律の「再資源化」の趣旨に合っているのか確認したい。</p> <p><意見の理由> 廃棄物によって再資源化のし易さは異なり、全て同列に扱えないと考えるため。</p>	<p>「再資源化」とは、「廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること」を指します。</p> <p>そのため有害廃棄物であっても、その全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にされていれば「再資源化」に該当します。</p>
3	第2条第2項	<p><該当箇所> 省令第二条 第2項</p> <p><意見の要約> 静脈側にとって需要が顕在化していない状況や使用側の個々に要求が異なる中での需要の情報収集について難しさがある。</p> <p><意見内容> 需要の情報収集とあるが、現状では使用側の需要が顕在化して</p>	<p>再資源化を求める事業者と廃棄物処理業者とのマッチングシステムの整備など、製造事業者等と廃棄物処分業者の双方向が求める情報が共有し再生材市場の創出・拡大等を目指す施策も合わせて取り組んでいきます。</p> <p>そのほか、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）第七条では、事業者の責務として、事業に係る製品に再生部品又は再生資源を利用するよう努めることなどを規定しています。また、法第三条に基づく基本方針においても、事業者の役割として再生部品又は再生資源の利用について情報発信するよう努める旨を記載しております。</p>

		<p>おらず、また品質要求も使用側によって異なっているため、静脈側として需要を確認することに難しさがある。需要は品質と量の組み合わせで異なり、さらにコストも含めた判断となるため、一概に需要を判断することは難しい。</p> <p><意見の理由> 静脈側にとって需要についての情報収集は難しさがあるため</p>	
	第3条 第1項	<p><該当箇所> 省令第三条 第1項</p> <p><意見の要約> 技術向上をして再生資源化しても経済性によって採用されないことが想定される。法の実効性を担保するためには再生材の需要を法の枠組みの中で確保することも必要ではないか。</p> <p><意見内容> 現状、廃棄物から有価物を濃縮し再資源化しても動脈側の品質要求が非常に高い上、その高い品質要求を満たしても経済的ではない（バージン材よりも高い）、という理由で採用されないことも懸念される。高効率な設備を導入しても経済性無視では採用されないことから、再生材の需要については法の枠組みで確保していただければ、法の実効性もある程度担保されると考える。</p> <p><意見の理由> 静脈側にとって事業の予見性を高めてほしいと考えるため。</p>	
4	第4条 第1項	<p><該当箇所> 省令第四条 第1項</p> <p><意見の要約></p>	<p>省令案第四条における温室効果ガスの量に関連して、ライフサイクル全体での削減量を評価していくべきと考えています。</p> <p>あわせて、排出される温室効果ガスの量の削減については、削減量だけでなく廃棄物処理量あたりの温室効果ガスの排出量で評価を行うことも検討して</p>

		<p>炭素生産性が向上しても大量に取り扱うことで個社の排出が増える場合もある。その場合、個社排出の増がどう評価されるのか。</p> <p><意見内容> 処理における温室効果ガス排出の原単位を削減するために設備を大型化し、大量に処理した場合、総排出量が増加することが考えられる。社会全体にとっては削減となるが、個社にとっては排出量が増加することとなる。この場合、社会の削減貢献として評価されるべきと考えるがどうか。</p> <p><意見理由> 社会への貢献が評価されるべきと考えるため。</p>	<p>おります。</p>
5	第5条 第1項	<p><該当箇所> 省令第五条 第1項</p> <p><意見の要約> 需要予測が難しい中での再資源化目標の設定方法についてお示しいただきたい。</p> <p><意見内容> 使用側の需要の情報収集が難しい中で、再資源化目標を策定することは根拠の乏しい目標になってしまう可能性があるが、目標設定の考え方をお示しいただきたい。</p> <p><意見の理由> 根拠のある目標設定が難しいと考えるため。</p>	<p>環境省では、経済産業省及び経団連とともに「循環経済パートナーシップ」を通じて、先進事例の収集と国内外への情報発信を行っているほか、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む国、自治体、大学・研究機関、企業、団体等を構成員とする「サーキュラーパートナーズ」の取組を、経済産業省と連携・協力して後押しするとともに、再資源化を求める事業者と廃棄物物理業者とのマッチングシステムの整備など、製造事業者等と廃棄物処分業者の双方向が求める情報が共有し再生材市場の創出・拡大等を目指す施策も合わせて取り組んでいきます。</p>
6	第6条	<p>弊社は産業廃棄物中間処理業を営んでおります。</p>	<p>「再資源化」とは、「廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の</p>

	第3項	<p>廃棄物処分業者の判断の基準と期待する取組みで、廃棄物処分業者は再資源化の実施状況の公表をする旨の記載があるが、再資源化とは、中間処理業者が再資源化するものに限定されるものなのか、それとも中間処理産業廃棄物がセメント原材料や路盤材に再資源化されていれば、それも再資源化に含まれると解しても問題ないか。</p> <p>また、同様に法第38条の特定産業廃棄物処分業者に係る再資源化の実施の状況の報告についても、中間処理産業廃棄物が再資源化されていれば、中間処理業者が再資源化していると解して良いか。</p>	<p>一部として利用することができる状態にすること」を指します。中間処理後の廃棄物であっても、その全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にされていれば「再資源化」に該当します。御意見のようなセメント原材料や路盤材が製品等に使用される状態とされていれば「再資源化」に該当すると考えられます。</p> <p>また、前述のとおり、「再資源化」は廃棄物を処理することが前提となりますが、有償・逆有償といった観点のみで判断することはできず、廃棄物が利用することができる状態となっているか否かで判断するものと考えています。</p> <p>法に基づく報告・公表制度に関しては、法の全面施行に向けて、今後「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等で御意見をいただきながら、具体的な事項について検討し、具体的な報告内容について、施行通知等で示していくほか、廃棄物処分業者の所属する団体と連携して、説明会や研修を行うことなどについても検討していきたいと考えています。</p>
	第6条第3項	<p><該当箇所> 省令第六条 第3項</p> <p><意見の要約> 再資源化の公表にあたって何をもちて再資源化とするのかをお示しいただきたい。</p> <p><意見内容> 中間処理物（前処理物）を供給した場合でも再資源化できたと判断できるのか。例えば、有価物の品位を濃縮した廃棄物状のもので、最終資源化物ではないものの取扱いなど。これに加え、売却できたかどうかの判断も加味されるのか（有償や逆有償での判断）。</p> <p><意見の理由> 廃棄物処分業者が再資源化を行っても、その業者がサプライチェーン上のどこにいるかで公正に評価されない懸念があるため。</p>	
7	第6条第3項	<p><該当箇所> 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令案(p4) 第6条3「廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。」</p>	<p>法第一条において「この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を</p>

<p><意見の要約> 実施状況の公表においては、プラスチック資源循環促進法における考え方も踏まえ、熱回収も含めた「再資源化および再資源化等の実施の公表」として、その区分ごとに公表することとして頂きたい。</p> <p><意見内容> 省令案第6条3は、「廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする」とあり、公表の対象が「再資源化」となっています。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下、高度化法）第2条において「再資源化」とは、廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう、と定義(*1)されています。また、プラスチック資源循環促進法（以下、プラ新法）第2条第5項では「再資源化」とは、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう、と定義されており、高度化法の再資源化と同じであると考えられます。</p> <p>一方、プラ新法第2条第6項では熱を得ることに利用することができる状態にする「再資源化等」が定義(*2)（以下、熱回収といいます）されています。</p> <p>高度化法省令案第6条3において定める公表の対象にプラ新法の「再資源化等」を含め、「再資源化」および「再資源化等（熱回収）」の区分が分かるように公表することとして頂くことを要望します。</p> <p>*1 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法</p>	<p>講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定められており、「再資源化」の範囲を広く捉えることが法の趣旨・目的に沿うものと考えています。</p> <p>しかし、廃棄物発電や直接熱回収を行う場合については、「製品」ではないため、「再資源化」の対象外と考えております。</p> <p>法に基づく報告・公表制度に関しては、法の全面施行に向けて、今後「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等で御意見をいただきながら、具体的な事項について検討し、具体的な報告内容について、施行通知等で示していくほか、廃棄物処分業者の所属する団体と連携して、説明会や研修を行うことなどについても検討していきたいと考えています。</p>
--	---

	<p>律 第2条</p> <p>この法律において「再資源化」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。</p> <p>*2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第2条第6項</p> <p>この法律において「再資源化等」とは、再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。</p> <p><意見の理由></p> <p>産業廃棄物廃プラスチック類の排出事業者は、プラ新法に基づき定められた「判断の基準(*3)」第4条2、第5条2に従い毎年度、廃プラスチック類の排出量及び目標の達成状況、再資源化等の状況を公表するように努めております。</p>	
--	---	--